

- 松島和久委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。
当委員会に付託された議案は14件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部、市立総合病院として進めたいと思うが、御異議はないか。
（異議なし）
総務部所管の議案の審査に入る。
議第3号「令和3年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
（当局説明）
- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田光正委員 基本的なことから教えていただきたいんですけども、土地取得特別の4億3,928万円というのは、毎年、今動いている部分のあれだということは承知しているわけですが、特別なものがない限りは積立てというか、基金のほうへ入ってこないわけですね。それで、今回、基本的にこの数字をまた元へ戻してあげたわけですが、何か予定というのはありますか。いわゆる取得の予定とか、そういったものの。
- 塩原毅志管財課長 予定といいますか、こちらのほう、基金を活用して用地を取得するという予定につきましては、今のところ相談等はございません。ただ、何かあってもすぐ対応できるような形でこういうふうに準備をしているものでございます。
以上です。
- 岡田光正委員 一応、それで何かあればまた積み立てると、こういう機構になっているんだよということが分かるというか、それはもう一度確認させていただきました。ありがとうございます。
- 松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）
- ◇採決の結果、議第3号「令和3年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 松島和久委員長 議第32号「新庁舎4段収納庫（奥行40cm）の取得について」及び議第33号「新庁舎4段収納庫（奥行45cm）の取得について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議ないか。（異議なし）
それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。
（当局説明）
- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 深田百合子委員 先日、両方の引き出し型の2種類を見させていただきまして、ありがとうございます。今回の入札でお聞きしたいんですけども、それぞれの最低入札価格というのはどのぐらいか教えていただけるのでしょうか。

それから、定価が幾らでどれだけ安くなったのかというのが、教えていただきたいんですが、それでメーカーはどこかというの。それと特徴、これまで使っていた引き出し型ということで、落ちないよということをお教えにいただいたんですけど、それと併せて今までとの違い、メリットがどういうところにあるのか。

それから、指名競争入札で、それで総合的に勘案して上記の業者を指名したということなんですが、指名競争入札の条件というのは、先ほど説明があったかと思うんですが、もう一回教えていただきたいんですね。それから、3社、3つの事業所が辞退しているんですけども、何かその理由もあるんでしょうか。教えてもらいたいと思います。

○油井光晴新庁舎建設課長 1点、確認をさせていただきたいんですけど、最低入札価格というのは落札価格のことになると思うんですけども、落札価格ですと、参考資料の96ページのほうに入札結果表が出ておまして、あと、98ページのほうに入札結果表が出ております。落札って書いてあるところの金額が最低入札価格になりまして、これが予定価格より下回っておりますので、落札決定という形になります。

○深田百合子委員 予定の最低入札価格というのはあるんですか。

○油井光晴新庁舎建設課長 予定価格につきましては、内規ですけども、焼津市入札事務取扱要領物品製造等というところで、予定価格は、物品製造につきましては非公表という扱いになっておりますので、入札結果表のところにもデータ等は書いていないという形になっております。これを公表しますと、次の入札のときに類推されてしまうということで、非公表という形になっております。

定価は、すみません、今確認いたします。それから、メーカーのほうは、こちらはコハマさんの落札ですけども、コクヨのメーカーであります。

それから、特徴、メリットとしましては、従来の、今、各執務フロアにある4段収納につきましては、横が狭くて縦長の形状になっています。これは、大体62センチぐらいの奥行きになっているんですね。62センチよりさらに引き出しを引き出しますと、また、それが60センチぐらい、要は奥行きが1メートル20ぐらいになります。今回の収納庫は、奥行き40センチと45センチでありまして、横に広い形になりますので、要は、手前がそんなに広くスペースが要らないということで、収納スペースが効率的に使えると、執務フロアが効率的に使えるという形になります。それから、従来のものは引き出しを1段引き出して、さらにもう一段引き出す形でした。今度の場合は、1段引き出すと2個目は開かない。ですので、事故防止にもつながっているという、そういう特徴がございます。

それから、指名業者の条件ということでございますけれども、こちらは、指名業者選定基準というところで、こういうことを勘案して業者指名をなさいという形になってございます。選定の基準としましては、焼津市指名業者選定基準というところで、第4条というところで、選定に当たっては次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとするということで書かれております。10項目ほどございますけれども、主なものとしましては、施工実績等、それから経営状況、受注体制と地理的条件、あと、不誠実な行為などが書かれてございます。こういったことを総合的に勘案して指名権者が使命をするという形になってございます。ですので、入札結果表の指名理由のところには、第1指名業者選定基準に基づき総合的に勘案し、上記業者を指名したということの記載になって

います。

それから、辞退のほうですけれども、3社のほうの辞退がございますが、主なものの理由としましては、取扱いの品目がないというような項目が多くなっております。

定価のほうは、データを持っていないものですから申し訳ございません。大体、予定金額が非公開なものですから、それを言うと大体分かってしまいますので、おおむね定価の60%ぐらいになっております。

以上になります。

- 深田百合子委員 大体分かりました。入札の条件、10項目を総合的に勘案してということ、需給状況とか経営状況とか、全て一番優れているということ、この金額だけでなくってこういうことも総合的に勘案してということで1位になった事業所が選ばれていきますけど、2つとも同じ会社なんですよ、今回。2つとも同じ会社になったということの何かメリットというのがあるんでしょうか。

辞退されたというのは、取扱いの品目がないということで辞退されたというのは、最初にこのぐらいのもの、このものを何台必要だということが提示されていないのかなというのを思うんですけれども、それを見ないで申し込んで、それで内容を見て辞退したということになるんでしょうか。それが分からないなと思います。

それから、今度、大きな建物でかなりの台数の購入になるんですけれども、例えば、1階、2階とか階ごとに業者を分けるとか、そういうのはなかったんでしょうか。

- 油井光晴新庁舎建設課長 まず、今回の入札につきましては指名競争入札という形になりまして、あらかじめ業者登録という行為をさせていただきます。その中から業者を選定しまして、その選定した業者さんがこのリストに出てきていると。入札の結果、落札業者の決定につきましては、ここにつきましては金額のみの決定という形になります。

それから、仕様のほうは入札公告というものがございまして、そこに仕様書をうたっておりますので、何を何台というのは示さないと、それこそ見積りなどもできませんので、見積りができるように。ただ、メーカーのほうは指定はしないという形になりまして、例えば、このメーカーでしたらこういうものが該当しますよというような条件を示して、その中で各業者さんが自分の取扱いメーカー等を勘案して入札をしていくという形になります。

- 深田百合子委員 最初に出ているのね。

- 油井光晴新庁舎建設課長 申し訳ございません。すみません。不足でしたら、また。

(「フロアごと」と呼ぶ者あり)すみません。フロアごとということですがけれども、今回は、先ほど申しましたけれども、まず、品目や種類や、あと、使用の場所等で区分をしました。フロアごとに区切っていきますと、かなり本数が多くなってしまいうことで、この4段収納庫は、どんな収納庫でも2タイプ、40センチと45センチの奥行きのものでまとめて発注すると。種類等で区切ったことによって、2,000万円以上が議会の承認を受けていないということで、この2点が2,000万円弱。それ以外に、まだ三十数件に分類しまして、分割しまして発注をしております。

以上でございます。

- 松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第32号「新庁舎4段収納庫（奥行40cm）の取得について」は全会一致、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第33号「新庁舎4段収納庫（奥行45cm）の取得について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第36号「焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○深田百合子委員 今回、括弧の中に令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構によって云々って書いてありますけれども、今、新しいほかのウイルスが発生していて、それが問題になっているんですけれども、それも全て最初が中華人民共和国なので、含まれるということとして受け止めてよろしいでしょうか。イギリス型とかがありますが。

○伊東義直人事課長 含まれるということで考えてよろしいかと思います。国の感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律がございまして、その6条に定義があります。その中の新型インフルエンザ等感染症の中に、7番目なんですけど、この法律において新型インフルエンザ感染症とはということで、3項に新型コロナウイルス感染症ということが書かれておりまして、ここを読みますと、新たに人から人に伝染する能力を有することとなった新型コロナウイルス感染症を病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうということで書いてありますので、その意味でも対象になるというふうに考えて結構だと思います。

○深田百合子委員 分かりました。この括弧の中は全部、全国自治体統一の文言ということになりますか。

○伊東義直人事課長 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の元の文言が、こちらと同等のものとなっております、そちらのほうを使わせていただいております。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第36号「焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第38号「焼津市新庁舎建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 須崎 章副委員長 変更理由の中でエのところ、工場の塗装から現場のほうの塗装へ変更というような、その変更理由というのはどういう理由で変更されたのかお聞きします。
- 油井光晴新庁舎建設課長 設計では、工場で作成をするんですけれども、その場で塗装をして、それを運んで設置する形になっておっただけなんですけれども、運搬途中とか、あと、設置するときに傷をつけたりとか汚れをつけたりとかというおそれがあったことと、現場塗装のほうの方が工費が安いということで、このような変更をさせていただいたというところでございます。
- 須崎 章副委員長 承知しました。
- 深田百合子委員 まず、アからエの変更理由、5,454万9,000円を差引き増えているんですけど、それぞれの金額、増額のコスト、減額のコストを教えてくださいと思います。
- 油井光晴新庁舎建設課長 お答えいたします。
工期の延長分が2,706万8,000円、税込みのコストになります。
それから、地中障害物除去工事の追加による増額が2,748万1,000円、税込みなんですけれども、この増額になります。それから、基礎工事に発生した土の市の他の工事への流用ということでございますが、412万円の減額になります。それから、外壁、押出成形セメント板塗装の現場塗装への変更による減額、こちらが256万4,000円の減額となります。
以上でございます。
- 深田百合子委員 アの工期延長に伴うコストというのがかなり大きいんですけれども、2,706万8,000円、これが主に、先ほどお話があったコロナ禍の影響、鉄骨の何ちゃら、そして諸経費っておっしゃったんですが、主にどの事業の工事費が増額になるんですか。
- 油井光晴新庁舎建設課長 工期延長の増額分は、諸経費の共通費と言われる部分になりますけれども、積算基準において直接工事費と、あと期間が影響するというので、延長工事につきましては、直接工事費がかなり大きなコストになっておりますので、それで他の3工事に比べて増額分が多くなっているという形です。
以上でございます。
- 深田百合子委員 よく分からないんですが、直接工事費が諸経費の中に入ることと、その分が大きいということ。
- 油井光晴新庁舎建設課長 こういった工事のほうの積算につきましては、直接、物を造ったときにかかる費用、これは直接工事費、それにプラスして間接費、諸経費になるんですけれども、その分を足して工事費が構成されるということになります。この直接工事費が大きいと諸経費の分がやっぱり大きくなると、率計算になってきますので、今回はこの増額分、諸経費の部分が増額になってくるという形になります。
以上でございます。
- 深田百合子委員 そうすると、間接費というのは、どういうものがあるんですか。
- 油井光晴新庁舎建設課長 間接費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が主なものでございます。主に現場を管理するもの、それから、現場に行きますと周りに囲いができていますよね。そういうのは仮設費になります。あと、会社を運営する経費とか。
- 深田百合子委員 うん。
- 油井光晴新庁舎建設課長 会社運営する経費。あと、機械なんかの損料、そういったものも全部、諸経費に含まれます。

以上でございます。

○深田百合子委員 普通のうちは、工期が延長になってもそんなに上がらないんじゃないかなと、工期が延長することにより増額するということがよく分からなかったものだから、そういう今の仮設費とか囲いとか、いろんな現場に関わる借りているものとか、そういうものが延長するから、その分、日割りで高くなってきたということによろしいですか。

○油井光晴新庁舎建設課長 おっしゃるとおりでございます。

○岡田光正委員 だから、そこが問題だなと思っているんですよ、僕。結局、長くなりゃ、さっき深田委員がおっしゃったように、一般のうちだったら長くなるのが何をしようが、契約期間の契約までやるわけだ。当然、長くなってしまったら、その部分、かかるのは当たり前の話なんだからね。だから、そのところが何の影響でそうなっちゃったかというのをはっきりとさせておく必要があると思うんですよ、今回。だから、これが新型コロナウイルス感染症のおかげで人が来なかったよとか、そういう問題を考えれば分かるでしょう。だから、そういったところをきちっと分析していないと、ただ、業者が言うままに数字が上がりますよ。

もう一つ、地中の障害物除去、これも、向こうを解体しているときに、僕らはこっち側の写真を撮ってあるんです、実は。あれは絶対邪魔になるなど。幾つか写真を撮ったものを持っていますけどね。だから、そういったものを含めた上で本来ならやるべきだったんじゃないのかなって、今になって言ってもしようがないかもしれないけど、そういったこともあるものですから、業者の言いなりじゃないねというところ、きちっとしたところ、それをきちっとしないと、やはり市民の税金を使うんですから、ぜひ、そこはきちっと説明ができるようにしておいてもらいたいと思います。

○油井光晴新庁舎建設課長 工期の延長ですけれども、工期の主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症の、それから地中障害物に対してもやっぱり工期が必要だといって、それから、先ほど申しあげました全国的な鉄骨等の需給状況など、これは非常に大きくて、それが主な影響であります。これらにつきましては、受注者の責によらないものと認められますので、このような不可抗力によるものにつきましては、契約約款上、増額の対象とするということで規定がございます。なおかつ、全てそれを不満なく、じゃ、認めるか。これも最終的には施行者と発注者が協議しまして、じゃ、それはやむを得ないねということで今回の増額という形でさせていただいています。

以上であります。

○深田百合子委員 鉄骨が発注できなかったということね。

○岡田光正委員 でも、やるときからこんなことは分かっていた。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第38号「焼津市新庁舎建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第39号「焼津市新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 内田修司委員 変更理由のうちのイの工程変更の理由とウの施工方法の変更の理由をもう少し教えていただけますか。
- 油井光晴新庁舎建設課長 イの非常用発電設備の燃料配管の工程変更でございますけれども、非常用発電設備用の燃料タンクが地下にございまして、そこから屋上に燃料をためるための槽、燃料小出槽というんでしょうか。ここの間の燃料移送管と開始のほうの燃料返油管の口径につきまして、メーカーにおいて圧力損失計算を詳細にした結果、圧力がそうした課題になって、口径がこれでは細いということが分かりました。そのため、移送管の口径を25Aから40A、返油管の口径を40Aから65Aへ変更したものでございます。

次に、高電圧ケーブルの配管の施工方法の変更でございますけれども、地下ピットから電気室までの高電圧6,600ボルトのケーブルについて、ピットやパイプスペースの収まりを検討した結果、設計の金属製の配管では設置ができないことが分かったため、ラックと呼ばれるはしご状の部材を通しまして、そこにはわすという形に変更させていただくということでございます。

以上でございます。

- 深田百合子委員 先ほどのように増額、減額のそれぞれの金額を教えてくださいのと、これもアの工期の延長については、先ほどと同じではないですね。電気設備工事だから、どういう理由、間接費の内容について、間接費が増えたのではないかと思うんですが、その内容について教えてください。
- 油井光晴新庁舎建設課長 まず増減ですけれども、工期の延長分が686万6,000円の増額になります。それから、非常用発電設備の燃料配管の口径変更が349万2,000円の増額になります。それから、高電圧ケーブルの配管の施工方法の変更が600万円の減額になります。次に、電気室や機械室内の金属配管の塗装取りやめによる減額は、250万円の減額になります。それから、間接費につきましては、先ほど、一般管理費とか現場管理費とか申しあげましたけれども、こういった工事につきましては積み上げ計算になって率計算になりますので、直接工事費が出まして、工期が出ますと金額が出るという形になります。
- 松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第39号「焼津市新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 松島和久委員長 議第40号「焼津市新庁舎建設工事（空気調和設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 深田百合子委員 それぞれの変更理由の金額を教えてくださいのと、空調だからエアコンですよ。こういうエアコンがウの執務室だけは広く使うから数を減らしたのか、全体に空調機というのは一体幾つ工事しているのかなというようなことを思ったんですが、分かりますでしょうか。
- 油井光晴新庁舎建設課長 金額のほうを申し上げます。
- 工期の延長分が527万8,000円の増額、それから屋上の室外機置場に取り付けの土台となる鋼材の追加が267万7,000円の増額、執務室における空調のゾーニングエリアの見直しに伴う部材の件が592万1,000円の減額、それから執務室の床下の空調のゾーニングエリアの区画割りの変更でございますが、これは……。
- 深田百合子委員 今言った。
- 油井光晴新庁舎建設課長 すみません。間違えました。
- 免震階の配管及びダクトの本管素材見直しによる減額が278万3,000円の減額でございます。ウのゾーニングエリアの見直しの関係でございますけれども、新庁舎につきましては、執務室のほうで床下から空調がしみ出るようなしみ出し空調というものを使っています。その、全てではないんですけども、その区画を今まで各フロア12から14区画に分割していたものを4から5区画に統合しまして、それによりまして区画の材料とか、あと、風量調整器などのセンサー、機器が不要になったと、節約できたという形になります。
- それから、空調機につきましては、主に4系統の空調の形を取っております。2つは電気を使ったもの、それから、1つはガスを使ったもの、それから、1は、今回、井戸を掘らせていただきました。その井戸の水を使った空調となります。
- 以上でございます。
- 深田百合子委員 計算は合うの。
- 岡田光正委員 合わない。
- 深田百合子委員 計算が合わない。
- 岡田光正委員 マイナスのほうが多い。マイナス807万4,000円と795万5,000円。ほかにあるのか、100万円以上。
- 油井光晴新庁舎建設課長 ここに挙げたもの、主なものとして挙げさせていただいております……。
- 深田百合子委員 189万2,000円の内訳に……。
- 油井光晴新庁舎建設課長 実際には、工期の延長を除いた変更は減額のほうが多かったという形になります。工期延長分がございましたけれども、その分が丸々増えているわけじゃなくて、増額分が工期延長のプラスになって若干広がったという形になります。
- 岡田光正委員 今のおかしいよ。だから、今、工期の延長でプラス527万8,000円と言ったよね。だから、それ以外にまだ100万円ぐらいあるはずだって。だから、それを言ってくればいい。
- 油井光晴新庁舎建設課長 そのほか、各階にマシンルームがございまして、騒音対策の追加と、機械の騒音を測りましたところ、騒音対策をしないと執務室のほうに音が漏れるということで、そういった追加の対策をしております。これがおおよそ139万円でございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 大体それだ。

○深田百合子委員 先ほど空調を4系統に分けて整備をしているという、工事をしているということなんですが、どこのフロアが電気でどこがガスでどこが井戸をしたという、どういう区分けで4つに分けた。

○油井光晴新庁舎建設課長 申し訳ございません。今、その系統が何階に行っているかというの、そこまでのデータがございませんので、ただ、全体的に機械の運転が必要なものは制御しまして、例えば、1台でよければ、最初は電気から使うとか、全部必要だったら4台全部回すとかという形で制御するという形となります。

以上でございます。

○深田百合子委員 電気、水道、ガス、井戸。特にここのフロアは井戸だとか、ここは井戸で使っていますよ、ここは電気ですよということではないんですね。そういう機械の大きさによって、どういうことになる。

○池谷和正委員 技術的な話でしょう。

○深田百合子委員 空調のゾーニングの見直しをしているのか。

○油井光晴新庁舎建設課長 そこまでの制御の細かいデータは今持っていないので申し訳ないですけども、必要な冷房量とかというのは、全体を見てやれば、外気温が何度だったらかこれくらいであるとかというのは、コンピューターで制御できます。それによって上の機械を動かす台数が決まったりとか、そういう制御をしております。何階がこれだと決めちゃうと、そういう方法があると、データとして。

以上でございます。

○岡田光正委員 できなくなっちゃう。全部フロアだな。

○池谷和正委員 全て管理されている。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第40号「焼津市新庁舎建設工事（空気調和設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第41号「焼津市新庁舎建設工事（給排水衛生設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○須崎 章副委員長 私から変更の理由のエのところ下水道の引込線を新設から既設の管に変更したということですが、当然、既設管も調査を実施して利用可能というふうに判断をしたと思いますけれども、なぜ新設から既設管のほうの利用に変更したのか、教えてください。

○油井光晴新庁舎建設課長 下水の引込み管につきましては、既設管が、用地買収させていただきまして何か所かあるというのは分かっていたんですけども、設計のところでは新設したほうがずっと使っているものですからいいだろうということだったんですが、

現場を調査した結果、十分使用に耐えられるということで変更したものでございます。

以上であります。

○深田百合子委員 149万6,000円の内訳、アからエのを聞きたいんですけども。今の既設管、調査した大丈夫だということですけど、焼津市は割と水道管のほうの老朽化が、破裂とか多いじゃないですか、漏れとかって。下水道のこの既設管は、何年ぐらい使っているものというのは分かっているんですか。何十年。

○油井光晴新庁舎建設課長 すみません。何年使ったものというのはデータにはございませんので、必要でしたら、後ほど改めてお答えさせていただきます。

それから、もう一点、金額の内訳についてでございますけれども、工期の延長分が215万2,000円の増額、それからガス配管口径変更が101万2,000円の増額、免震階の配管の保温外装材の見直しの減額が90万9,000円の減額、それから、下水道の引込み管の新設を既設管に利用変更したものが61万5,000円の減額でございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 下水道管は61万円ってそんなに、全体から見ると少ないんですけども、もし、これを、亀裂が入っていたりとかして、これから後々50年、60年使う新庁舎ですから、そこで工事をまた行うということになったら、物すごい金額の工事費がかかると思うんですけども、その辺はしっかりちゃんと調査をして、これに、新設じゃなくて既存のこれで大丈夫だということがはっきりしているんですよね。それをお示ししていただきたいんですよ。

それと、イのガス配管の口径変更、これ、さっきもどこかありましたけれども、設計の段階で口径というのは分かるんじゃないかなと思うんですけども、今の時点になって口径を変更しなければならなかった理由というのはあるんですか。

○油井光晴新庁舎建設課長 下水管のほうにつきましては、改めて確認をしてお知らせさせていただきます。

それから、ガス配管の口径変更でございますけれども、これは、ガス会社と協議を行った結果、ガバナから機械室までのガス配管の口径が50Aという設計になっていますけれども、これは供給量が不足するんじゃないかということで協議がございまして、80Aに変更したということでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 だから、それは設計の段階で分かっていたことではないんですか、ガス会社との話。

○油井光晴新庁舎建設課長 設計の段階では、この50Aで配管で適切だろうという判断をして設計をしている。ただ、今回も数々の変更がございまして、現場の施工段階において、実際に各業者と打合せをして、何が適切かというのを、最終的にこれが適切だということで決定したところ、変更があれば今回のように変更させていただくということございまして、今回もそれが、変更が適切であろうという判断で変更させていただいたということでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 しょうがないね。

○池谷和正委員 今説明を聞きましたけど、この工事もそうですけど、今までのやつも工

期が延びているわけですね。7月30日に変更するというので、最終的に現場では現場管理、品質管理を行って各業者から今説明を受けたように調整をして、増額もあれば減額もあってという、現場での対応をした上で7月30日って現状ってなっているんですけど、ここはぶれることがないかどうか、もう一度確認をしたいんですけど、お願いします。

○油井光晴新庁舎建設課長 工期についての御質疑でございます。

今後、何か大きな災害というようなものがなければ、このまま7月30日で完成するという見込みで、今まで工期についてはずっと協議してきた中での決定ということでございます。

以上でございます。

○池谷和正委員 ぜひとも、工期を守ってもらうのも大事なんですけど、安全第一と。金額が物すごい大きいものを今動かしているということで、拝見していると、かなり現場の中で厳しい調整をしながら金額を抑えているところが、よく金額を見ていけば分かりますので、自分もものづくりに携わった経験があるものですから、大なり小なり現場で造っていけば、そこでの問題というのは出てくるのは分かるんですけど、最終的に7月30日、また、立体駐車場、解体のほうでもいろいろあると思うんですけど、最大限、こういう変更があったときに、次につながるような、議員からすれば市民から頂いている大事な税金のお金を使っているというところで厳しい意見は出ますけど、いい工事が進むようにということを願って、期待しているところもありますので、ぜひとも続けて安全でお願いしたいと思います。

以上です。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第41号「焼津市新庁舎建設工事（給排水衛生設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（10：08～10：15）

○松島和久委員長 会議を再開する。

行政経営部所管の議案の審査に入る。

議第25号「焼津市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石原孝之委員 質疑なんですけど、焼津市財政調整基金が新型コロナウイルス感染症の影響でどのぐらい比率として減少、放出してしまったかという、その割合を教えてください

てもいいですかね。額は大体分かります。

○増田恵子財政課長 新型コロナウイルス感染症の影響でというか、今年度、令和2年度中に取崩しとしましては、4億778万7,000円を今予定しているところです。

以上です。

○石原孝之委員 割合。

○増田恵子財政課長 割合でいきますと、令和元年度末が51億8,000万円ほどございましたので10%未満ですね。

○石原孝之委員 10%減少ということですね。ありがとうございます。

○深田百合子委員 これまでは繰越金が大體20億円ぐらい出ますよね。それを翌年度の予算に繰り越して、その中に入れて、それでも足りないから基金から20億円ぐらい入れていたと思うんですけど、こうすることにより、翌年度の繰越金というのは、もう基金に入っているの、基金から40億円ぐらい予算に入れるという、そういうふうになっていくんでしょうか。どういうことになるんでしょうか。

○増田恵子財政課長 今までは確かに、令和元年度でいきますと26億円ぐらいの繰越金がございます、そのうち、繰越金ということで当初予算に10億円を計上しておりますので、その差額の16億円については翌年度の歳入に入るということで、その当初予算のときに10億円ちょっとの財政調整基金をその繰越金で消すという感じになっていましたので、今度積立てをすることによりまして、令和元年度に入れました16億円の中で決算積立てができる分につきましては、その時点で当初予算の財政調整基金の取崩しの額と考えながら積立てをしていくというふうに変えていくということなんです。

○深田百合子委員 だから、当初予算には、繰越金という名目で歳入にはなくなるんですか、これから。それとも、まだ入れるんですか。それが半分ぐらいとか、一部ということとは続くということ。

○増田恵子財政課長 すみません。説明がうまくなくて申し訳ないですが、繰越金自体は、当初予算のほうにはのっています、これからも。その分を引いた剰余金から、その繰越金の当初予算で立てた金額を引いた差額について、決算積立てをする上限になりますので、金額の上限になりますので、その中で決算積立額を考えていくということになります。

以上です。

○深田百合子委員 決算積立額というのが、財政調整基金を積み立てていくということですよ。

○増田恵子財政課長 はい。

○松島和久委員長 今ちょっと聞き取りにくくて。

○深田百合子委員 決算積立額というのは、財政調整基金を積み立てていくということですよということは今確認しただけです。

○増田恵子財政課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○深田百合子委員 だから、今回のこの基金条例のこの積立てを条例化することにより、焼津市としてはどういう、何かメリットがあるんでしょうか。

○増田恵子財政課長 今までは予算積立てということでしたので、議会のほうに金額をかけていた分を今度決算積立てということになりますので、議会の承認、議決を経ずに

積立てができるということになります。

以上です。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第25号「焼津市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第34号「志太広域事務組合理約の変更について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○深田百合子委員 この条例の改定で、焼津市は焼津のし尿処理施設、藤枝市は藤枝市のし尿処理施設で、これから管理運営していくということで、費用はそれぞれにかかりますよ、やりますよということになる条例改正ですよ。

そうすると、金額として、実際には、少し藤枝市のほうが人口は多いんですけど、焼津市のほうは少なくなるということに、これから見込みとして、施設ごとの投入割に変えるということですので、それは別に差が出て大丈夫なんでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 令和3年度以降の施設の運用経費等についてはどうなるのかというお問合せでよろしいでしょうか。

現在の令和3年度の志広組の予算案によりますと、大井川の環境管理センター、し尿処理費であるとか総務費、そういったところの合計額は、約3億5,500万円程度、また藤枝の環境管理センターは、予算で見ますと2億9,900万円程度というような予算が計上されているものでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 ごめんなさい。よく分からないんですけど、焼津のほうが高いというのは新しいから。どういうことなんですか。

○杉山佳丈政策企画課長 施設につきましては、施設の稼働の処理能力が双方で違ってまいります。双方の焼津は焼津、藤枝は藤枝で見込んだ施設の投入量に基づきまして施設の規模を定めておりますので、その施設の規模からいきますと、大井川環境管理センターのほうは少しやや大きいというところで、負担額が大きくなっているというところでございます。

○池谷和正委員 これ、藤枝も同じように、この2月の定例会で同じように審議しているということですよ。向こうは向こうで別に審議すればいいんですけど、これ、簡単に言うと、メリット・デメリットって、皆さん、多分変わることによるの違いというのは、さっきの説明を聞いていてもあれなんですけど、何かはてなマークになっているんですけど。

この先も考えていくと、この条例というのはどうなんですかね、投入割というか。

○杉山佳丈政策企画課長 先ほど深田委員からも御発言がありましたとおり、令和3年度以降の施設の運用につきましては、藤枝市分は藤枝市の環境管理センター、焼津市分は

焼津市の環境管理センターでそれぞれ投入することになりますので、そこについては振り分けができていのかというふうに考えております。

今回の条例につきましては、解体費についても計上させていただいてございます。解体費につきましては、今回は、し尿処理施設の解体費を、これまで規定をされておられませんので、今回限りではございますけれども、附則において経過措置として解体費について総投入量割という形で計上させていただいてございますので、それについては、今回限りということになりますので、この条例改正によって、はっきりとその辺の区別ができるという形で、言い方として正しいか分かりませんが、すっきりするような形という形になると私は考えます。

以上でございます。

○飯塚真也行政経営部長 補足でございますが、先ほどの施設ごとの処理能力といったこともございますが、そこにつきましては、やはり公共下水道の普及率といったことも関係しているところでございます。

また、施設ごとで投入した割合で利用料金を払う関係になりますが、万が一、どちらかが壊れた場合には、焼津のものを受け入れる場合もありますし、その反対もあります。

ですので、必ずそこに入れなきゃいけないとか、そういったものではないですが、そういったときには、メリットとして2市で同じような処理能力を持っておりますので、そういったメリットがございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 さっきの金額3億5,500万円が焼津で、運用経費と言っていましたよね。藤枝が2億9,900万円。それは解体費も含まれるということ、含まれない、これには。処理能力が焼津の方が大きいので、管理運営が高くなるということですか。この金額が違う。

○飯塚真也行政経営部長 この施設管理費につきましては、当然そこに施設に入れたし尿の処理の関わる費用もありますし、人件費的などころもございます。そこにつきましては、昨年はこちらの施設建設に際しまして、DBO方式という形でその額が決まっております。ですので、その決められた額もその中に含まれているという形で御理解いただければと思います。

○深田百合子委員 実際に焼津のほうが量が多いということですか。分かりました。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第34号「志太広域事務組合規約の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 暫時休憩する。

休憩（10：33～10：34）

○松島和久委員長 会議を再開する。

議第23号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第27号

「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。(異議なし)

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○深田百合子委員 このところ、機構改革、組織、部設置条例が毎年のように変わっているんですけども、記憶ですと水産部がなくなって、そのうちには財政部がなくなって、今度、環境部がなくなって、統廃合ですね。上下水道部が新たに加えられたんですけども、今までこんなに毎年のように部設置が変更していくというのはあまりなかったことなものですから、これまで、特にこの3年間、変更してきてどういう効果が上がったのか。

先ほど、時代の変換期で3つの理由から変更していくと、部設置を変更していくというお話がありましたけれども、まず、これまでどうだったのかというのをお聞きしたいと思います。

○杉山佳丈政策企画課長 昨年、部の部設置条例の改正をお願いしたところでございます。

この背景にございましては、やはり迅速かつ的確な問題解決を図るという必要があるというところを考えまして、部の設置については、効率的で機能的な体制とするということをお求めまして改正をさせていただいたところでございまして、確かに、当部におきましては、財政部と総合政策部が1つになりましたけれども、やはり一体的になったことによって決定機能が一元化されたこと、これによって迅速な対応が取れるといったメリットがあったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 今回、総務部じゃなくて、すみません、財政と企画政策部は迅速な対応を取れたと、そういう総括的なメリットがあったということなんですけれども。

今回、特に、健康福祉部に国民健康保険と国民年金を入れると。健康維持とかフレイル対策とかということで充実させるということなんですけれども、特に、議会の議案説明のときなんかは、国保とか年金、国民年金とか、国保とかを合わせると、健康福祉部の事業、内容が物すごく増える。説明は1時間半ぐらいになるんじゃないかと想定するんですけども、そうした事業は、課が増えることによって、それぞれの充実したことが、部長は1人ですから、そんなにたくさんのことを総括して丁寧に充実させていくことができるのかなというのがすごく心配になるんですけど、その辺のことはどうでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 確かに、現在の健康福祉部に持っていく形になりますので、分掌事務としては増えるかと思えます。

ただ、それ以上に、現在2部に分かれていることによりまして、先ほども申しましたが、これから健康増進と介護予防の一体的な取組を推進していくということで、全国的にこういった取組がなされているさなかであります。

こういったところの取組を進めていく上でも、2部で意思決定をしていくのではなく、やはり一体的に推進していくという必要があると。そちらのメリットのほうが大きいと

いうふうに考えまして、健康福祉部に今回の保険年金課を移管させていただくというような決定に至った次第でございます。

以上でございます。

- 深田百合子委員 私は、逆に、障害福祉のほうは、もっと障害福祉部があってもいいくらい丁寧な組織編制があってもいいのではないかなと思いましたがけれども。

じゃ、部長のほかに、大きな組織になったときに、次長を配置するとかってあると思うんですけど、そういうことはあるんですか。

- 伊東義直人事課長 まだ人事異動は出ていないんですけども、組織のボリューム、その辺を加味しまして、新たなポジションを置くことも検討して考えております。

- 深田百合子委員 分かりました。

次に、公民館と小泉八雲記念館と歴史民俗資料館が市長部局に変わるということなんですけれども、教育委員会から市長部局に変わるものの効果、メリットはどういうふうに考えているのでしょうか。

- 見崎孝之社会教育課長 すみません。公民館に関してですけれども、公民館は地域の拠点として他の行政分野と一元的に対応できる体制が整うことによりまして、行政の効率化が図られるとともに、社会教育のさらなる振興へつながっていくものと期待しているものでございます。

以上です。

- 深田百合子委員 よく分からないんですけど、すごく抽象的で。

具体的には、例えば公民館の予算が増えるとか、体制を充実させるとか、内容をもっと、Wi-Fiをちゃんと準備できるようにしていくとか、何かそういうやっぱりメリット的なところが市長部局になったからよくなるんだよというのがなければ、教育委員会と、市長部局だと市長の考えによって、その使用についての内容が変わってしまうんじゃないかという心配もあるんですけども、そういうことも併せてお伺いをしたいと思います。

- 見崎孝之社会教育課長 すみません、先ほどは抽象的な言い方になりまして。

今、公民館に求められている役割も、それこそ災害が起きたときの避難施設だとか、あとは、福祉関係で言いますと高齢者の関係の対応だとか、そういうことを各地域、公民館を拠点としながらやっていこうというような動きがございますし、求められていることもたくさんございます。

その点、やはり教育委員会と市長部局というふうに分かれていますと、なかなかうまくいかないこともございますので、そのような関係で国のほうもこのような法律改正をしまして、市長部局で所管できるというような制度を整えておりますので、一体的にすることによりまして持続可能な地域づくりに貢献できる施設にしていこうというものでございます。

以上でございます。

- 岡田光正委員 同時に、スポーツあるいは文化に関すること、これは、特にうちの場合にはスポーツについては、交流推進部でやるという形でオリンピックを中心にものを考えていったわけですけども、今後、やっぱりオリンピックって終わるわけですね。

それから、同時に、やはり学校における体育、こういったものもスポーツ振興の中で、

やはり必要なものであるのかなという感じもするものですから、こういったものの議論というもの、あるいは文化に関することの問題、これについて、いわゆる市長部局のほうへ振って動いちゃったような感じになっていきますけど、これについても、十分な議論がなされたのか教えていただけますか。

○飯塚真也行政経営部長 スポーツと交流推進部の職員が出席しておりませんが、私、初代の交流推進部に属していて、その当時携わりましたので。

ここも、先ほど社会教育課長から答弁がございましたが、やはり地域コミュニティと、それから、文化、スポーツ、密接な関係にございます。そういった意味で、市長部局でそちらを推進していきましようという形で、平成30年、交流推進部ができました。

そういう中で、まず、その方針、指針となるスポーツ振興計画と文化振興計画のほうを作成いたしまして、その中でこれから進む方針をうたっております。

そういった中で、先ほど岡田委員のおっしゃられたとおり、スポーツであれば、そうした競技スポーツと、それから地域スポーツ、それぞれ違う方向で振興していきましようといったところの方針が出てきておりますので、それに従いまして、今後推進していくような形になると思います。

以上でございます。

○内田修司委員 今の2人の関連なんですけど、生きがい・交流部のところで、生きがいづくりとか生涯学習に関することを集中してやられていくと。非常にいいと私は思っているんですが、その中で、説明の中にありました文化財の関係をここに持っていくということで、もともと教育委員会と文化財関係というのは非常に密接というか、関係しているんじゃないかなと思うんですけど。

移すこと自身は、それはそれでいいかなと思うんですけど、例えば、県の教育委員会等は、まだ文化財というのは教育委員会に含まれているんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の関係というのはどうなんでしょう。

○杉山佳丈政策企画課長 文化財の移管につきましてですけれども、これにつきましては、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、こちらが制定されまして、平成31年4月から市長部局に移管することが可能となっております。

これに基づき、本市においても移管することになるんですが、その背景につきましては、この法律の制定の背景は、各地域で守り伝えられてきた有形無形の文化財が、人口減少であるとか少子高齢化、こういった社会情勢の急激な変化に伴って、文化財の減失の防止や継承が喫緊になっているというところが背景にございます。

そういった意味も含めまして、市長部局に移して、こういった生きがいや交流づくりの場の1つとして一体的に推進することによって、こういった文化財についても継承が図られていく。そういった思いの中で移させていただいたものでございます。

以上でございます。

○内田修司委員 今のこと、了解いたしました。

すみません、根本的なところをちょっと整理という意味で、自分の整理したいんですけど。

もともと今の部は、水道部を入れると12部あって、今回は結局、統廃合したことによ

って11部になる。そういうことでよろしいですか。

- 杉山佳丈政策企画課長 市の部の全体としましては、今回の機構改革によりまして、17部から16部、こちらの1部が減るような形になっております。
- 深田百合子委員 そうしますと、新庁舎になった場合に、今までの設計は、今までの11部の配置だったと思うんですけども、今度4月から変わることによって、また配置も変わるんですか。
- 飯塚真也行政経営部長 すみません。今、新庁舎関係が、先ほど総務部で終わっちゃったので。

詳細について、今、最終的にこの組織のほうに合わせて新庁舎のレイアウトを、今、最終的に詰めているところだと思えますが、基本的には、今までの体制でこちらが新しい体制に移行するという形で新庁舎のレイアウトを今考えているところです。

以上です。

- 深田百合子委員 全体的に17から16部が変わるということですが、この定数の職員定数は、3ページに書いてありますけれども、教育委員会が37人、こっこの市長部局に37人異動するというので、変わらないということよろしいですか。
- 伊東義直人事課長 今回、37人の増減しておるんですけども、実は平成25年度以降、以前スポーツ課が市長部局にありまして、教育に戻った例があります。そこから定数条例のほうを触っていなかった関係で、実際に今回、令和2年度、ここの組織改正で24人が市長部局に事業的に移管する人数です。プラス、平成26年度に幼稚園運営事業の移管ということで、1名市長部局に移管されておりまして、あと平成30年度にスポーツと芸術文化振興事業の移管ということで、それで12名が動いておりまして、合計で37人ということで、今回、定数条例のほうを、市長事務部局を37人増の教育委員会は37人減という形で対応させていただいております。
- 深田百合子委員 これまでのを整理して37人、プラス・マイナス・ゼロということですよ。

あとは、新規採用は、この新しい部に沿って新規採用していく、職員を採用していくと思うんですけども、その数というのは、特に変わりはないですか。

- 伊東義直人事課長 今、令和2年の4月1日現在、実際の実数としましては、681名が市長事務部局です。改正後、730人を定数にするんですけども、今、実数と令和3年の今度4月1日の実数としては712名を見込んでおりますので、まだ余裕があるということで、新規採用職員をその中で対応できるということで考えております。
- 深田百合子委員 定数と実数と違うんですね。

それじゃ、実際の市長部局の定数は今現在712名ということで、では、教育委員会のほうは何人なのか。

- 伊東義直人事課長 すみません。712名というのは令和3年4月の数字で、令和2年の4月1日の教育委員会は97人でございます。令和3年の4月1日の見込みが82名で想定をしております。
- 深田百合子委員 特に教育委員会は、174名が定数ですけども、令和3年の4月は82名。減り方が大きいんじゃないかなと思うんですけども、教育委員会の部局を狭くしているんですけど、この定数というのは、そのまま174名のままで、実数は82名ということで

進めていくのか。何かこの辺がちょっとすっきりいかないんですけど、そのほうがほかで任用職員、会計年度任用職員がそれぞれに定数に補完していくという形なんですか。

- 伊東義直人事課長 会計年度任用職員の方はカウントされておりません。正規の職員の数、それもフルタイムで、現在、再任用職員、退職後の職員が何名か配属されているんですが、その中のフルタイムの方はカウントしております。

今回、この実数と定数、この数字の乖離というのが生じていることは人事課のほうで承知しておるんですけども、今後、定年延長の制度が今後導入されてくる中で、そうしますと、今、再任用でパートタイムとフルタイムと分かれておるんですけども、基本的には、定年延長になると皆様が今の職員と同じでフルタイムで働く形になりますので、その辺も見据えて、この定数条例の改正を今後変えていきたいと考えております。

- 深田百合子委員 分かりました。
- 松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第23号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第27号「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 松島和久委員長 以上で行政経営部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（11：07～13：00）

- 松島和久委員長 会議を再開する。
市立総合病院所管の議案の審査に入る。
議第11号「令和3年度焼津市病院事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 内田修司委員 設備投資絡みのところでお伺いしたいんですけど、39、40ページの資本的支出、建設改良費の目、工事費の電気通信設備整備、5,700万円ぐらいですけど、この内容について教えてください。
- 幡野正浩用度施設課長 電気通信設備整備ということですけども、これにつきましては電話の交換機、これが前回、平成20年に更新したものが大分、保守の材料等もなくなってきてしまっていて、これもう修繕できないよということと言われてしまいましたので、これについては工事をして更新するということでございます。

これ、平成20年に更新しましたが、公営企業法の耐用年数でいうと6年ということですので、倍近く使用しておるということでございます。

以上です。

○内田修司委員 それは分かりました。

ちなみに、今回、更新して、新病院を建設するときというのは、それはどうなるんですか。

○幡野正浩用度施設課長 具体的には現状の建物に合わせた通信設備ということですので、恐らく耐用年数が6年ということもありますので、通信技術、デジタル化の波というのでもかなり更新が早いので、恐らく、新しいものを引っ張っていくというふうに思っております。

以上です。

○内田修司委員 分かりました、そこは。

次に、その下の医療機器購入費1億500万円と電算機器購入費、この想定について教えてください。

○幡野正浩用度施設課長 医療機器の購入費につきましては1億円ちょっとということなんですけれども、通常で言いますと、例年ですと大体2億円ぐらいの予算を取っておりましたけれども、令和元年度で赤字が約5億円ということになってしまいましたので、病院の中の経営会議でもって、それじゃ、ちょっと現金を出すのが厳しいから半分にしておこうということで1億円ちょっとにさせていただきました。

それで、内容につきましては、必要最低限の機器ということで、関節鏡のシステムであるとか超音波画像診断装置であるとかというものを購入するという理由でございます。

以上です。

○内田修司委員 すみません、電算機器のほうも。

○森下政安喜医事課長 それでは、電算機器購入費についてお答えいたします。

こちらにつきましても最小限で考えておりますが、必要とされる、まず透析支援システム、あとオンライン資格確認システムの関係が主なものになってございます。あとは通常の電子カルテに関係するパソコン、あとPDA端末、ラベルプリンター等の医療機器などの購入に充てさせていただきたく考えております。

以上です。

○石原孝之委員 一問一答みたいな感じで。

じゃ、最初に、最後に言われた、経費を削減しながら努めますと言ってくれたんですが、やっぱり赤字じゃないですか、予想では。どのような形で、一般企業だとやっぱり赤字が分かっている中で、どのぐらいその経費を削減していく、そのスパンとか、どういう形で注意喚起をしながら一人一人の職員さんに対して経費削減を促していくのかと、その内情を教えてもらっていいですか。

具体的なアクションですね、経費削減する。

○鈴木大紀企画経理課長 まず、今回の予算立てに際しまして、いわゆる一般カンパニー、諸経費の各科目は、前年度に比べまして、全て節減をして見立てております。

ただ、手数料として、静岡県からの派遣医師の報酬が大きいものですから、そのこの部分のしておりますけれども、あとは、月2回の病院の幹部職員の運営会議、そして、月1回での経営会議並びに月1回の、今度、各科長の会議も含めまして、毎回、経費節減につきましては、啓蒙をしているところでございます。

以上です。

○内田修司委員 やっぱり、具体的に、啓蒙した後の何%削減できたとか、具体的なアクションまで、予算の見立てはもうもちろんのことで、しかも、コロナ禍の中で、全然見立てが立てられない、今までと全然パターン違う中で、やっぱりすごく大事な事かなと思って。

もちろん、いつものような経営会議、それぞれの役職の方々がやってくださって、それによつてのフィードバック、そこが一番僕が知りたいところでもあるし、ほかからやっぱり、今、予算も立てて補填しているからこそ、今、一番病院の中で、消耗品のあれとか、どうしても使うものはしょうがないとしても、そういう啓蒙活動を具体的な数値と改善策とかも含めて教えていただけたらなと思います。

○鈴木大紀企画経理課長 それでは、経費節減、いわゆる、御存じのとおり、赤字が続く公営企業でございますが、実は平成30年度のときにつきましては、借入金、企業債が30億円近くあったんです。

ところが、いろいろ経費の節減、それと、医療機器も、新病院建設に向けて、本当に絞って、なおかつ修繕も、皆さんの努力で我慢していただいて、ばんそうこうを貼るようなことになりますけれども、費用を極力抑えまして、令和元年度末には、例えば28億8,200万円の借入残高がありました。今年度、令和2年度のこの3月末では、24億1,300万円となります。そして、この予算、医療機器と今、用度施設課長が話したように、ここも体重を、贅肉を落として、とにかく借入額を少なくしようということで、償還もありますので、令和3年度末、この予算の末では、借入金額が18億7,600万円まで減額することになります。

471床の公立病院で、総借入金額が18億7,600万円という病院は、決して、財務内容が劣る、そういう意味で破綻懸念のある公営企業ではないと思っていますし、これは、いろんな各業種、民間では年商以上の借入れを今現状、せざるを得ない企業がありますけれども、私ども、もちろん120億円企業で、18億7,600万円の借入れなので、年商の6分の1ぐらいで、新病院建設の夢を抱いて、職員全員、いわゆる経費節減に取り組んでいるところで、その数字として借入金残高、企業債残高に現れているものと、この3年間、思います。

以上でございます。

○幡野正浩用度施設課長 追加でよろしいですか。

材料費の面から言いますと、例えば薬品ですと、半期に一度、価格交渉をしております、これにつきましては大体値引き率が14%から15%ということで、全国の調査でいうと、焼津市立病院は、上位10%に必ず入っているという現状でございます。

診療材料のほうでいきますと、新型コロナウイルス感染症の関係で全世界で衛生材料の取り合いになってしまいましたので、マスクなんかでいうと、それまで1枚6円ぐらいで買っていたものが20円ぐらいになってしまったと。衛生材料全てではないんですが、そういうような状況でありますので、頑張ってはいるけれども、そういう厳しい分野があるということで、追加させていただきます。

以上です。

○石原孝之委員 具体的に数字が落ちているということで、ほつとした反面、実際、その啓蒙活動と表彰制度みたいなのがあったらもっとモチベーションも、看護師さんとか、

介護助手の方とか、上がってくるのかなと思って。

もちろん、戦略会議でそうそうたる幹部の方から、いろんなクラスで、層でやっていると思うんです。

全体の数字も、今、すごく落ちていっているなど思いながら、ちょっと安心した分、コロナ禍で見えない中で、必死にやっつけてくださっている皆さん、あと、次の新しい夢というか新病院のことで、目がけて、無駄遣いせずにやっているという意識が感じられたので、今日はこの辺にしておきます。

まだ、いろいろ質疑したいことあったんですけど、長くなっちゃうので、ありがとうございます。頑張ってください。

○深田百合子委員 新型コロナウイルス感染症の関係で、新病院の建設を数年遅らせるということで、この間、管理者から御答弁いただきまして、それで、今回、予算のほうを見てみますと、15ページに、新医師宿舎の建設工事が、債務負担行為で2つ上にあって、あと、下のほうでは、新病院建設設計業務委託と、医療コンサルタント業務委託が令和3年度でも予算化しておりますので、発生予定額として金額が書いてありますので、これ説明をいただきたいと思います。

○村松敏充新病院建設課長 下の、15ページの(2)ということに関しましては、令和元年度に契約した設計業務が、令和3年の5月までの3か年で業務のほうをやっております。

そちらのほうの支払いが、完了時点で払うものがありますので、それが、この下の2つ、建設設計業務委託、それから、医療コンサル料という形で支払いの部分としては載っております。

上の部分につきましては、新病院本体に対しましては、少し設計のほうを延ばすということでお話しさせていただいておりますが、事業自体は進めていくということで、まず、周辺のインフラ整備を今、今年度も、来年度も進めていくんですが、それに関連して、附帯施設である医師宿舎の移転をして、移転をした後、その残地が将来の新病院の建設用地になるものですから、そこは着実に進めていくということで、こちらにつきましては、令和3年度の契約ということで、事業のほう進めていくということで、3年から5年までという形で債務負担行為ということで上げさせていただいております。

以上です。

○深田百合子委員 上の新医師住宅の工事の関係は分かりました。

下の新病院のほうは、令和3年5月までということで、今までかかった分をお支払いする残りだよということなんですよ。それで、40ページの新病院建設事業費の中に、歳出で、特に、新病院建設設計業務委託料ほか、これ1億4,400万円が計上されておりますけど、ここと違うんですか。これとはまた別のものですか、どういう……。

○村松敏充新病院建設課長 では、15ページに載っていますこの債務負担の2つの設計業務、それから、医療コンサル支払いの部分と、もう一つ、令和3年も、引き続き、新病院建設のために、医療コンサルのほうに仕事のほうをお願いして、新病院に向けてのいろんな運営計画のほうを作成していくということで考えておりますので、そちらのほうの分が入って、40ページの1億4,500万円という予算計上にさせていただいております。

以上です。

○深田百合子委員 そうしますと、設計業務委託料というよりは、コンサルタント業務委託料になるのかしら、この40ページのほうは。

○村松敏充新病院建設課長 金額の大きいものをここに載せさせていただいておまして、金額としては、これからやるコンサルの部分は2,600万円ほどが予算計上してありますが、それ以外の部分は、これまでやってきた3か年の支払い、最後の出来高払いの部分ということになりますので、ちょっと金額も大きいものですから、金額の大きい名称でこの記のところに名称のほうを入れさせていただいています。

以上です。

○深田百合子委員 せっかく、金額が大きいものですから、3か年で準備してきたことが全部水のあれにないように、やっぱりこれまでのを活かした中身で、設計業務とかも最小限の内容になるといいかなというふうにも思います。

それから、その下の医学生修学資金貸付金、看護学生と薬学生の貸付金の、今までの分と新しく貸付けの見込みというのはわかりますでしょうか。金額が出ていないので、人数で。

○寺田浩己病院総務課長 まず、40ページにあります医学生修学資金貸付に関しましては、内訳としまして、1月25万円となっております。その25万円掛ける12人掛ける12か月ということで3,600万円ということになっています。12人の内訳は、継続の方が9人、新規で3人ということで、12人になっております。

看護学生の修学資金のほうは、これは1月5万円ということになっておりますが、56人に貸し付ける予定となっております。継続が31人、新規で25人ということで、3,320万円という金額になっております。

薬学生修学資金におきましては、今現在は5万円ということになっております。5万円掛ける12か月掛ける2で、120万円という金額になっております。

この薬学生に関しましては、今、借りている方はいらっしゃいません。

以上となります。

○深田百合子委員 薬学生が今いないというのはちょっと残念なんですけれども、医学生と看護学生の貸付けとか借りてもらえるような人数というようなことの推移というのはどうなるのでしょうか。増えているのか、ずっと減っているのか。

○寺田浩己病院総務課長 修学資金の関係、看護学生に関してですが、令和2年度は23人にお貸しをしております。平成31年は15人、平成30年は20人、平成29年が15人というような数字となっております。

大体いつも20人前後の予算を取っているわけなんですけど、実際、貸し付けた数につきましては今申し上げたとおりということになっております。

医学生におきましては、毎年、3人程度ということになっておりますが、途中で辞められたりということにもなるんですが、医学生の場合は6年間ということになりますので、3人掛ける6年で、本当は18人ぐらいということなんですけど、今年度におきましては、先ほど申し上げたとおり12人を予定しているところになります。

薬学生に関しては、今いないということは先ほど申し上げましたが、今までも1人だけお貸しさせていただいております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

看護学生は大体平均して20人前後で、20人から30人、15人から30人の間で推移しているということで、需要はあるんだなということで分かりましたけど、お医者さんになる卵の皆さんと薬学生の皆さん、もうちょっと増えるといいなと思いました。

その前の、すみません、38ページの返還金のほうの見込みのほうはどうでしょうか。

○寺田浩己病院総務課長 返還金につきましては、本来であれば、貸し付けた期間、病院に勤めていただければ、これは言い方が適切かどうか、チャラになるというようなものなのですが、医学生につきましては、1か月分ということで予定をしておりますので、1か月分だけ計上させていただいております。

看護学生につきましても、545万円なんですけど、これは予測ができませんので、過去3年間の平均値ということで545万円を計上させていただいております。

薬学生、今までお一人にお貸しをしております。ですので、その方が、仮にうちの病院に入っていただけなかった場合とか、その分が60万円ということになりますので、一応こちらのほうには計上させていただいております。

以上です。

○深田百合子委員 返還金の状況は分かりました。ありがとうございます。

別の質疑なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の中で病床を県のほうから幾つか、フロアごと確保しなければいけない、これを、新年度も続くと思うんですけども、ある方が透析をやっていたんですけども、退院していただきと言われて、ちょっと遠いところに退院したんですけど、今やっている、透析をやる人が増えちゃって、それで、また、フロアとか増やしたんですよね、病床も。それでもまだ今、増えちゃって、受入れが大変な状況なんですか。その辺の状況を教えていただきたい。

○関 常司病院事業管理者 今、新型コロナウイルス感染症の陽性の透析患者の話ですか。それか、もともとの自分のところでできなくて、そういうお話ですかね。

○深田百合子委員 どっちなのかなと。

○関 常司病院事業管理者 恐らく、お話を聞くとそういうことなんじゃないかと思うんですけども、原則として、やっぱり透析患者は重症化する可能性があるんで、学会としては入院を進めているんですけども、もう東京近辺ではもう入院できる施設がないので、もともとのかかりつけのところで行ってくださいと言われていたことが現状です。

静岡でも、一応透析患者の新型コロナウイルス感染症も受けられるよと言っている病院はあるんですけど、数が現状としてかなり少ないです。

今、浜松医療センターで出ていて、かなり厳しい状況だという話は聞いています。

一応、当院では、患者さんが出れば、ある程度の数は受けようと思っておりますが、構造上の問題でやっぱりかなり厳しいので、そうなると、多分、1人陽性が出ると2週間以上はかかると思うので、時間を区切ってやらなくちゃいけないので、ふだん、うちも普通の患者さんかなり増えていますので、夕方の6時とか7時ぐらいまでかかりますから、それが終わった後やるとなると、真夜中になるという可能性があるんで、結構、皆さんの負担にもなる可能性はあると思います。

○深田百合子委員 そうすると、入院している方は、大体2週間でもう退院してもらおうと

いうふうな……。

- 関 常司病院事業管理者 よくなればですね。
- 深田百合子委員 よくなればね。ほかのところに替わってくださいますか、ということも勧められているんですか、それとも……。
- 関 常司病院事業管理者 多分、満杯になっちゃったので、もうどうしようもないので、元のところで時間を分けるなりしてやってくださいという意味なんだろうと思いますけど。
- 深田百合子委員 浜松がああいう状況になっちゃったので、こっちに流れているということですか。
- 関 常司病院事業管理者 いや、今はまだ直接話は聞いていないので、多分別の話じゃないでしょうかね。
- 深田百合子委員 今日も新聞だったかしら、島田市が透析の病棟を造るということ、新聞に載っていたんですけど、焼津市は、そこを充実させるとかというのはどうなんですか。
- 関 常司病院事業管理者 一応、市民病院では、現状の透析施設よりもかなり増やす予定ではおります。
- 深田百合子委員 分かりました。
- 岡田光正委員 それでは、また教えてください。

要は入院、外来、それぞれ収入がこれ、根本になるわけですがけれども、令和3年度の延べ患者数、この辺の予測はどの辺からこれでいけるとか、いけないとか、その辺はどういう予測から出したのか教えてください。

- 鈴木大紀企画経理課長 今回の新型コロナウイルス感染症で、4月から12月末までの患者数の推移、それと、入院につきまして、4 A病棟を今、閉鎖して、そういう影響もございまして。

外来も、既に、その実績を踏まえまして、そのこのところを辺にストレスもかけずに、あるいはワクチンもありますので、やっぱり目標値も加味いたしまして、今回、前年度は15万1,475人の目標だったところ、入院を13万1,400人、約2万人の減で、病床利用率も76.4%、10ポイント以上上げて、外来も24万3,000人の目標から、21万8,284人ということなんです。

ただ、実際、収入のほうは、現時点では、この数字をボトムとしたいと考えております。新型コロナウイルス感染症対策の補助交付金、この前、補正予算で5億3,000万円入りますけれども、この予算には、その補助金は入れておりません。ですから、その補助金はプラスのベクトルに向く収益という形で、先ほど9億4,000万円の最終の赤字ということでしたので、これをボトムとしまして、ベクトルを収支均衡予算に持っていくということで、予算立てをさせていただきました。

以上でございます。

- 岡田光正委員 夏は、もっと減るんじゃないかと思ったんですよ。というのは、いわゆるかかりつけ医さんのほうが紹介状を出している数、この間ちらっと二、三聞いてみたら、4割ぐらい減っているというところがあるんですね。だもんだから、大丈夫なのかなと、1つ、不安があったのと、それから逆に言うと、これだけ体制が整っていれば、

通常の部分、入院もあれも可能だよというところが分かれば、市民も安心するのかなという感じがしますので、その辺は一度お話しいただければありがたいなと思いました。

もう一点は、現在、前々から思っていることなんですけど、これを機会にというわけじゃないんですけど、当病院の人件費率が大体57. ちょっとぐらいになるのかな。

これが、果たして、他の病院と、どのぐらいの差になっているのかなと。というのは、他の病院に比べて、医師の報酬、これが若干お安いような気がしていたものですから。この人件費率がもし高いのであれば、何らかの措置も必要なんだろうし、そういったものも今後、研究の課題になるのかなというふうに前々から思っているものですから、その辺を、また、別な機会を捉えてお話ししたいと思えますけど、ぜひ、その辺も踏まえて、経費の関係、十分見ていっていただいて、今期、特にきついなと思うんですよね。何とか頑張ってくださいようをお願いしたいと思います。

○須崎 章副委員長 私から1点だけお伺いいたします。

基本的支出のほうで、新病院の建設事業費の中で、一番下段のほうで補償費が、1,500万円ぐらい出ているんですけども、この辺の移転補償費というのは、どのようなどころがあるのか、教えていただければと思います。

○村松敏充新病院建設課長 この補償費につきましては、先ほど、インフラ整備で周りの、周辺の道路整備を進めていくということでお話しさせていただきましたが、道路整備については建設部のほうの道路予算としてやることになっております。

ただ、そこに関しましては、現在の道路を将来の病院用地ということで取得するために道路を造り直してもらおうということで、ここの、現の道路を補償金として市のほうに支払って、それでやっていただくということとなっておりますので、お金につきましては、市のほうに払う補償金ということになります。

以上です。

○池谷和正委員 1つ教えてください。

私と須崎委員は、今まで市民福祉で、病院の審議というのはしてこなかったものから、僕も大分離れてちょっと疎くなっているところもあるんですけど、収入のほうで、その当時、これからの病院経営というのについていろいろ御意見を聞いている中で、収入源の中に、いろんな各種検査、いろんなバリエーションを増やして、充てていきますよというお話を昔聞いたんですけどね。

今、このコロナ禍になってからの話とはまた別だとは思いますが、今度、新型コロナウイルス感染症が明けてから、その先も見据えたときに、今の体制、これからを見据えて、どのように考えているか、少し御意見をお聞きしたいと思います。

○内藤 章診療技術部長 検査の体制づくりのお話でしょうか。

○池谷和正委員 体制と見込みですよね。どういうふうに……。

○内藤 章診療技術部長 現状、新型コロナウイルス感染症の検査に関しましては、……。

○池谷和正委員 新型コロナウイルス感染症じゃなくて。ちょっと言い方があれでした。

いろいろな検診、人間ドックも含めてですけど、各種、そういう体制を今まで強化していくような話を以前聞いたもんですから。

今と今後を含めて、どういうふうにお考えかということをお教えてください。

○森下政安喜医事課長 池谷委員の御質疑にお答えいたします。

今の検診あるいは人間ドックというような分野だと思いますけれども、市の公衆衛生活動収益になります。

今、検診につきましても、この新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度、令和2年の4月、5月、6月辺りは、かなりストップしているような状態、5月につきましては、全てストップしておりました。

そこから、新型コロナウイルス感染症の、終息はまだしておりませんが、軽くなるに従って、徐々に増えておりますけれども、実際には、県外からの患者さんはお断わりしてしまっていて、徐々にというの、県内も志太地区あるいは中部地区という形で、徐々に今、広げているような状況でございます。ですので、なかなかまだ元には戻っていないというような事情があります。

これからの検診事業につきましては、数年前からDWIBSというような、総合がん検診のお話もさせていただいておりますが、こちらにつきましては、やはり県内、県外からも受診される方も多くいらっしゃいますし、また、MRIを使いました痛くない乳がん検診、そういったこと等、そういったものも力を入れているところでございましたので、新型コロナウイルス感染症の終息とともに、そちらについては引き続き病院も、独自の部分でもございますので、そういった部分につきましては力を入れて、今までどおりやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○池谷和正委員 ありがとうございます。

それこそ、隣の静岡市の議員さんたちとか、病院の皆さんにお世話になって、視察じゃないですけど、いろいろ教えていただきたいということで、検査のバリエーション、そういうの注目も浴びているところだったものですかね。

この新型コロナウイルス感染症が明けた後って、焼津市さんのほうはどうですかという質問みたいなものが議員の中でも今、視察も行けないものですから、議員内での情報交換でよく意見が出るもんですから、また機会があったら聞いてみますということだったんですけど、今、いろいろ方向性はお聞きしましたので、また今後も、それが1つの大きな柱になってくるのは間違いないと思うものですから、ぜひとも、いい検診体制をまた整えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○松島和久委員長 2つほど聞かせてください。お尋ねします。

収入で、医業外収益が全体で増ということをお聞きしております。この増の内容、費目によっては当然、減収になっている部分もあるかとも思うんですが、全体で増ということなので、その主な理由、分かりましたらお聞きしたいです。

○鈴木大紀企画経理課長 お答え申し上げます。

まず、市からの繰入金も、やはり7,000万円ほど増やしていただきました。それが非常に大きい要因でございます。

こちらの繰入金も年々増やしていただいて、やはりこの3年間で、今回は15億2,600万円、以前は13億円ちょっとだったんですが、本当にありがたいことで、そういうことで医業外収益として他会計、負担金でいただいております。

以上でございます。

○松島和久委員長 分かりました。

それでは、あともう一つお聞きします。

25ページ、26ページ、交付金であります。

第2次救急医療施設運営費交付金ということで、1,001万2,000円というふうにあるんですが、この金額の根拠はどういうものになっているのでしょうか。

○森下政安喜医事課長 交付金の第2次救急医療施設運営費交付金の関係でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、当院の2次救急、救急車の2次救急の関係での運営費の交付金になります。

中身につきましては、土日、祭日、夜間の時間外の部分と、あと、夜間の小児診療の部分、そちらにつきましては、要綱で金額等が決まっております、その日数、実際に焼津、藤枝、島田、榛原、4病院でこれを担当しておりますけれども、その中で、それぞれ日数が決められておまして、休日の場合は幾らで、夜間の場合は幾らというようなしてあるものですから、そちらの金額と、日数を掛け合わせた形で算出された額を、焼津は焼津で、藤枝は藤枝で、島田は島田というような形で計算しております。

以上です。

○松島和久委員長 分かりました。ありがとうございます。

根拠が分からないと、なかなかこれはどうなのかなという判断ができなかったものですから、今、日数であるとかというものだということと、4病院でそれぞれの交付額があるということで、説明をお聞きしまして、ありがとうございます。

私の質疑は以上です。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第11号「令和3年度焼津市病院事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第31号「焼津市薬学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石原孝之委員 5万円から10万円ということで、薬学生を少しでも呼び込みたいという思いが伝わるんですが、根本的にこの問題なのかというところはどうでしょうかね。5万円で作るのか、それとも、もう少しその先に見せるビジョンまで提案できているかどうかというところ、あとは、薬学校の大学と、どのぐらいアプローチをして呼び込みのプロモーションをかけているかというところを、この5万円のその先の見せる背景も教えてください。

○寺田浩己病院総務課長 それこそ、薬剤師につきましては、病院だけではなくて、市内の調剤薬局さんもすごいライバルとなっております。

実際、そのライバルである調剤薬局等は、額としまして、もうちょっと上の金額の修

学資金等を出して勧誘しているところの薬局さんもあると聞いております。

実際、5万円が10万円になってどうなのという話になろうかと思いますが、まず、取っかかりとしまして、薬学生に関しましては倍の金額ということにさせていただいて、動向を確認すると。

言い方が適当かどうか分かりませんが、それによって、今現在は5年、6年生の2か年ということで一応募集をかけておりますが、それを1年から6年まで、要は医学生と同じような状況にするだとか、というようなことも考えながらやっていきたいとは考えております。

実際、入った後、要は修学資金を出しただけでは駄目ということにもなりますので、その辺は、医学生と同じ、6年間大学に行くようになりました。医学生と同等に、非常に国家試験も難しいというような形になっております。

ですので、通常の医療従事者とは別に、もうちょっとインセンティブをつけた給与体系というようなことも考えていかなきゃならないなというような形で考えております。

すぐにできないものですから、初任給調整手当だとか、そういうので何とかインセンティブを与えられないかなということで、今は考えているところでございます。

以上となります。

- 石原孝之委員 取っかかりで何本も打ったほうが良いような気がして、プロモーションなり、取っかかりで5万円から10万円だけでは、もう本当にウエルシアさんとか、僕、ブロックマネジャーとか結構言われるんですよ、薬剤師はいないとかと。本当、みんな取り合っていて、その中で打ち勝つためには、そこで勝負をするのか、それとももう少し、もっと違うプロモーションのかけ方だったり、お金なのか、それとも、その先に見せるビジョンだとか、何か、ところまで何本も打たないと、作戦というか。というのを思ったんですけどね。

これだけじゃちょっと弱いかな。またやっぱりいないよねみたいな感じで、みんな頭を悩ませるといのは、もういないということが大分前から分かっているのであれば、もう少しいろんな案をこの条例に盛り込んでもとは思ったんですけど、どうでしょうか。

- 林 豊薬剤科長 今年度から薬剤科長になりました林というんですけども、当院の、要するに地方自治体の薬剤部、薬局で特徴がありませんね。なので、カラーをまずつけなきゃいけないということで、例えば臨床業務で、例えば研究とか学会発表とか、そういったことで内実の教育面を強化したいかなというふうには考えております。

今後、薬剤師も臨床研修医のような卒後の研修制度みたいなのが行われる可能性が非常に高まっていますので、そういった、要するにまちなかの薬局さん、調剤薬局とかドラッグストアに行く薬剤師であっても、まずは病院で研修を2年間ぐらい、一、二年受けなきゃいけない可能性が出てきていますので、それに対応するような組織をつくって、いち早くつくって、それを情報発信すれば、学生さんにとってちょっと魅力ある組織かなと思われるように頑張りたいかなと思っています。

- 石原孝之委員 期待していますので頑張ってください。お願いします。

- 松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第31号「焼津市薬学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で市立総合病院所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（14：22）